

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--|---|------------|-------------------------------------|---|-------------|-------------|-------|----------|----|
| 中城湾港泡瀬地区環境整備検討業務 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 中城湾港出張所 平成21年5月19日～平成22年3月30日 土木関係建設コンサルタント業務 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号 | 平成21年5月18日 | (財)港湾空間高度化環境研究センター 東京都港区海岸3-26-1 | ・ 会計法第29条の3第4項 、 ・ 予令第102条の4第3号 ・ 随意契約結果(添付) (簡易公募プロポ) | ¥68,601,750 | ¥67,998,000 | 99.1% | 6 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 結 果 書

| | |
|------------------------------------|--|
| 件 名 及 び 数 量 | 中城湾港泡瀬地区環境整備検討業務 |
| 契約担当官等の氏名 及びに所属する部局 の名称及び所在地 | 沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 |
| 契 約 締 結 日 | 平成21年5月18日 |
| 契約の相手方の氏名及 び住所 | 東京都港区海岸3-26-1 財団法人 港湾空港高度化環境研究センター |
| 契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥ 67,998,000 |
| 予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥ 68,601,750 |
| 随意契約によることと した理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約理由書

1. 業務名 中城湾港泡瀬地区環境整備検討業務
2. 履行場所 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 中城湾港出張所
3. 契約の相手方 名称 財団法人 港湾空間高度化環境研究センター
住所 東京都港区海岸三丁目26番1号
電話 03-5443-5381
4. 随意契約適用法令 「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、中城湾港泡瀬地区公有水面埋立事業の環境影響評価に示した環境保全に関する事後調査の評価や、環境保全措置について、学識経験者、実務専門家、沖縄市、沖縄市住民及び事業者である国・県などにより構成する委員会及び専門部会を設置し、課題の抽出及び技術的検討を行うものである。

(2) 理由

契約相手方の選定にあたっては、当該業務の内容が広範かつ高度な知識と豊かな経験及び実施能力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を採用した。

「プロポーザル方式に準じた方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第590号 平成14年8月1日)に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、財団法人港湾空間高度化環境研究センターの提案は、優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める調査の必要性・重要性に対し満足する優れた調査を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、財団法人港湾空間高度化環境研究センターが本調査を遂行できる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。